**名古屋市地域包括支援センター**

**運営事業受託法人募集要項**

**令和４年７月**

**名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課**

名古屋市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、地域における「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的継続的ケアマネジメント事業」等を担う中核的機関である名古屋市地域包括支援センター（以下「センター」という。）事業について、平成18年4月から「名古屋市地域包括支援センター運営事業」（以下「運営事業」という。）として委託を実施しています。

このたび、令和5年4月1日からの運営事業の受託法人を下記の条件、内容等により募集します。

第１章　総　則

１　運営事業の概要

（１）法第115条の45第2項第1号から第3号に規定する次の事業

ア　総合相談支援事業

イ　権利擁護事業

ウ　包括的継続的ケアマネジメント事業

（２）ブランチ型総合相談窓口事業

（３）法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

（４）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17　　　　　　　　　　　年法律第 124号）第 6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項及び第2項による通報、第 9条第1項による届出の受理及び高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第 1項による養護者の負担の軽減のための措置

（５）認知症高齢者を介護する家族支援事業

（６）その他事業

※　次の法令、手引き等をご参照ください。

○介護保険法

○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

○地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第8号）

○地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）

○地域包括支援センター運営マニュアル〔令和4年4月（一般財団法人長寿社会開発センター）〕

○ 名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）（別添1）

○名古屋市高齢者の見守り支援事業の見守り支援員の活動に関する要領（別添2）

○名古屋市高齢者の見守り支援事業（見守り電話事業）実施要領（別添3）

○名古屋市地域包括支援センターの事務局に関する事業実施要領（別添4）

○名古屋市地域包括支援センターの時間外電話相談窓口の設置及び運営に関する事業実施要領（別添5）

○名古屋市高齢者の見守り支援事業（ボランティア等研修）実施要領（別添6）

○高齢者いきいき相談室運営マニュアル（別添7）（ブランチ型総合相談窓口事業のマニュアル）

○名古屋市認知症高齢者を介護する家族支援事業実施規程（別添8）

○名古屋市いきいき支援センター運営方針（別添9）

２　運営事業の委託予定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

なお、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り、令和5年度受託法人について、年度ごとに継続委託の適否を判断することをもって、引き続き事業の運営を委託できるものとします。

第２章　運営基準

３　運営事業の範囲

次の事業を実施する。ただし、分室においては主として（１）に規定する事業を行うものとし、（２）から（６）の業務についてはセンターの主たる事務所と協力・連携して実施する。

また、（１）ア（ウ）の業務については、東区、中区及び熱田区にかかる支払いについては、各区のセンターを受託する法人、その他の区にかかる支払については、区内いずれかのセンターの運営事業の受託法人と協議の上、委託します。（運営事業の受託法人に対して、地域包括ケア推進会議の実施等による地域におけるネットワークの構築にかかる経費（ただし、地域包括ケア推進会議を始めとする地域ケア会議の運営に関する経費に限る。）を委託料に含めて支払います。）

また、（７）から（９）の業務については、運営事業の受託法人のうちから名古屋市が選定した法人に当該法人と協議の上それぞれ委託します。

（１）ア（ウ）及び（７）から（９）の業務について、実施する意向のある法人は、その内容を含めて応募してください。ただし（１）ア（ウ）の業務については、東区、中区及び熱田区に応募する法人は、その内容を含めて応募してください。

なお、運営事業の受託法人には、法に規定する第1号介護予防支援事業及び名古屋市認知症地域支援体制づくり推進事業実施要綱に規定する名古屋市認知症地域支援体制づくり推進事業を別途委託します。

（１）法第115条の45第2項第1号から第3号に規定する次の事業

ア　総合相談支援事業

(ア)　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報提供、地域包括ケア推進会議の実施等による地域におけるネットワークの構築、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための事業（（イ）及び（ウ）に規定する事業を除く。）

(イ)　高齢者が孤立状態に陥らないよう、地域における見守り活動を支援する事業（高齢者の見守り支援事業）

(ウ)　地域包括ケア推進会議の実施等による地域におけるネットワークの構築にかかる経費（ただし、地域包括ケア推進会議を始めとする地域ケア会議の運営に関する経費に限る。以下「地域ケア会議経費」という。）の支払い

イ　権利擁護事業　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、成年後見制度の活用のための支援及び処遇困難事例への対応その他の被保険者の権利擁護のための事業

ウ　包括的継続的ケアマネジメント事業　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービスの検証、その心身の状況、介護給付費等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

（２）ブランチ型総合相談窓口事業　対象者の利便性を考慮し、その相談を受け付け、集約した上で、センターにつなぐための窓口を設ける事業

（３）法第 8条の 2第16項に規定する介護予防支援事業

（４）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17　　年法律第 124号）第 6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項及び第2項による通報、第 9条第1項による届出の受理及び高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第 1項による養護者の負担の軽減のための措置

（５）認知症高齢者を介護する家族支援事業

センター、区役所、保健所、コミュニティーセンター等の事業の提供に適切な場所において、次に掲げる事業を行うものとする。

ア　電話等による相談

(ア)　開催期間　センターの利用時間内

(イ)　事業内容　電話、来所、訪問等による認知症介護に関する相談

イ　家族教室の開催

(ア)開催頻度　年2回（1コース5日間）

(イ)　事業内容　認知症の知識、介護方法、心のリラックス法等を内容とした講座等を実施する。

ウ　家族サロン（憩いの場）の運営

(ア)　開催期間　毎月１回

(イ)　事業内容　認知症高齢者を介護する家族が集まり、介護の悩み等について相談し、交流する場を設置する。

エ　専門医による相談

(ア)　開催期間　毎月１回

(イ)　事業内容　認知症の知識、症状、治療等について面接相談を行い、認知症高齢者やその家族の不安の解消、医療相談を行う。

オ　普及啓発

(ア)　開催期間　年１回以上

(イ)　事業内容　センターに登録されたキャラバンメイトと協力しながら、認知症サポーターの養成や活動支援を行うほか、市民向けのパンフレットを作成するなど、認知症の普及啓発に資する事業等を行う。

（６）その他事業

ア　運営事業の広報

イ　実績報告、統計資料の作成

ウ　名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第7条第2項に規定する基本チェックリストを用いた判定に係る事務

エ　その他地域包括ケアの推進に関する事業

（７）センターの事務局に関する事業

（８）センターの時間外電話相談窓口の設置及び運営に関する事業

（９）（１）ア（イ）に掲げる事業に従事する者に対する研修に関する事業

４　運営上の留意点

（１）情報の保護

受託法人には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第17条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない義務が課せられます。

（２）再委託の禁止

受託法人は運営事業の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。（ただし、ブランチ型総合相談窓口事業及び法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業についての居宅介護支援事業所への委託は再委託に含みません。）

（３）事故時の対応

万一事故が発生した場合には、受託法人は応急措置等迅速な対応を行うこととし、速やかに市にその経過及び対応について報告をしていただきます。

その後、市と協力して原因究明及び再発防止にあたっていただきます。

第３章　受託法人の選定

５　募集方法

提案型公募（プロポーザル方式）により行います。

６ 選定方法

「名古屋市地域包括支援センター運営事業受託法人評価委員」（以下「評価委員」という。）を選任し、応募書類の審査等を行ったうえで受託法人の候補者を選定します。

７　評価委員

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 役職等 |
| 梅垣宏行 | 名古屋大学大学院医学系研究科准教授 |
| 長岩嘉文 | 日本福祉大学中央福祉専門学校校長 |
| 宮崎幸恵 | 東海学園大学名誉教授 |

※　委員と利害関係のある法人が応募した場合は、その応募した圏域のセンターの審査についてのみ、当該委員を評価委員から除きます。

８　評価基準

　　事業計画書その他の応募書類の審査により、次の表の評価基準に従って選定を行います。

　　ただし、新規法人の応募や同じセンターに複数の法人が応募した場合は、事業計画書その他の応募書類の審査とプレゼンテーションにより選定を行います。

〈名古屋市地域包括支援センター運営事業受託業者評価基準〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大項目 | 小項目 | 配点 |
| センターを安定的に運営する物的及び人的能力 | 安定した運営基盤（10点） | 40点 |
| 事業運営の実績及び能力（30点） |
| 事業目的の効果的達成 | センターの設置目的の理解と明確な運営方針（10点） | 50点 |
| 「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的継続的ケアマネジメント事業」に効果的な事業提案（10点） |
| 「ブランチ型総合相談窓口事業」に効果的な事業提案（5点） |
| 「介護予防支援事業」、「第1号介護予防支援事業」に効果的な事業提案（5点） |
| 「認知症高齢者を介護する家族支援事業」に効果的な事業提案（5点） |
| 適切な人員配置（10点） |
| 適切な危機管理体制（5点） |
| 事業経費の適切な提案 | | 5点 |
| 事業実施主体としての総合的な評価 | | 5点 |
| 計 | | 100点 |

○評価方法

（１）順位点方式による評価を行う。

（２）各委員のつけた点数に基づき順位点を付け、その合計が最も少ない団体を候補者とする。

（３）順位点の合計が最も少ない団体が複数ある場合は、各委員のつけた点数の合計点が最も多い団体を候補者とする。

（４）（３）によっても候補者が決定しない場合は、健康福祉局長の裁定により候補者を決定する。

（５）点数には最低基準点を設け、各委員のつけた点数の合計が満点の5割に満たない場合は候補者として選出しない。

（６）評価項目における各小項目において、0点が付いた団体がある場合は、その取扱いについて評価委員に意見聴取を行い決定する。

（７）契約の締結までに候補者と本市との協議が整わない場合、その他、候補者が受託法人として事業を実施することが困難となる事情が生じた場合に備え、次点候補者を決定しておく。

○評点について

（１）各委員による評点

評価の視点に基づき下記のように評点を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　優れている | 配点に5/5を乗じた点数を得点 |
| イ　やや優れている | 配点に4/5を乗じた点数を得点 |
| ウ　平均的である | 配点に3/5を乗じた点数を得点 |
| エ　やや劣っている | 配点に2/5を乗じた点数を得点 |
| オ　劣っている | 配点に1/5を乗じた点数を得点 |
| ※提案内容に問題がある | 0点 |

※団体の提案に対して、その内容を上記の5段階評価で判断し、評点を行う。著しく提案内容に問題があるものについては、5段階評価外として0点とする。

（２）順位点

各委員の評点に基づき下記のように順位点を付ける。

|  |  |
| --- | --- |
| 1位 | 1点 |
| 2位 | 2点 |
| 3位 | 3点 |
| 4位 | 4点 |
| … | … |

※順位点合計がもっとも少ない団体を候補者とする。

９　選定

　　 評価委員の評価をもとに、候補者及び次点候補者となる法人の選定を行います。

選定された候補者と本市との間で受託条件等に関する協議を行い、その後、名古屋市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえ、名古屋市健康福祉局契約審査会の承認を経て、受託法人として業務委託契約を年度単位で締結します。（委託契約の締結は、関係予算に関する名古屋市会の議決を条件に締結します。）

なお、候補者と本市との協議が整わない場合、又は候補者が受託事業を遂行することが困難となる場合は、次点候補者と協議を行います。

１０　選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者に対し、郵送にて速やかに通知するとともに、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。

１１　選定スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　容 | 時　　　　期 |
| １　募集の周知及び募集要項の配布 | 令和4年7月1日（金） |
| ２　説明会の開催 | 令和4年7月8日（金） |
| ３　質問の受付 | 令和4年7月11日（月）  　　　　　～7月19日（火） |
| ４　応募の締め切り | 令和4年8月5日（金） |
| ５　評価委員意見聴取  （書類審査及びプレゼンテーション） | 令和4年8月19日(金) |
| ６　運営協議会意見聴取 | 令和4年9月中旬 |
| ７　選定結果の通知 | 令和4年10月中旬 |
| ８　事業委託契約の締結 | 令和5年4月1日（土） |

第４章　応募に関する事項

１２　応募資格等

（１）応募資格

運営事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施でき、センターの運営を円滑かつ安定して実施できる法人で、次の要件を全て満たす法人とします。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ　施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る提案型公募に参加することができる。

カ　本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

キ　本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ク　応募圏域内にセンター及びセンター分室の設置場所を確保すること。

ケ　介護保険法に基づく居宅介護支援を行う事業所又は地域包括支援センターを有し、かつ、3年以上（令和4年4月1日現在）の事業実績があること。

コ　法第115条の22第2項の規定に該当しない者であること。

サ　法人又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。

（ア）法人税又は所得税　　　　　　（イ）消費税及び地方消費税

（ウ）法人市町村税又は市町村民税　（エ）固定資産税

（２）募集圏域

圏域は市内29か所とし、圏域ごとに募集を行います。

圏域の詳細については、「地域包括支援センター担当圏域・職員配置人数一覧」（別添10）をご参照ください。

（３）職員の配置

ア　人数、資格等要件

（ア）　高齢者が孤立状態に陥らないよう、地域における見守り活動を支援する事業（高齢者の見守り支援事業）及び法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を除く運営事業については、保健師等（※1）、社会福祉士等（※2）、主任介護支援専門員等（※3）（以下「3職種」という。）の有資格者を、「地域包括支援センター担当圏域・職員配置人数一覧」（別添10）に定める人数を配置してください。（なお、この定める人数を超えて配置することは差し支えありません。）

|  |
| --- |
| （※1）「保健師等」とは、保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）をいう。  （※2）「社会福祉士等」とは、社会福祉士又は福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3年以上従事した経験を有する者をいう。  （※3）「主任介護支援専門員等」とは、主任介護支援専門員又は「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年 4月24日付老発第 0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいう。 |

（イ）　高齢者が孤立状態に陥らないよう、地域における見守り活動を支援する事業（高齢者の見守り支援事業）については、3職種のうちいずれかの有資格者（以下「見守り支援員」という。）を、「地域包括支援センター担当圏域・職員配置人数一覧」（別添10）に定める人数を配置してください。（なお、この定める人数を超えて配置することは差し支えありません。）

（ウ）　法第 8条の 2第16項に規定する介護予防支援事業については、円滑かつ効果的な事業実施に必要な職員数を配置してください。

（エ）　3職種及び見守り支援員以外の職員（臨時職員）の配置については、必要に応じてご提案ください。

イ　運営体制

（ア）　センターの利用時間帯については、必ず1名以上の職員を配置してください。なお、職員に事故等があったことを理由に、臨時的に他の職員が運営に従事する場合にあっては、前項の資格等要件は問わないものとします。

（イ）　3職種及び見守り支援員は、受託法人の職員とし、原則として常勤・専従とします。ただし、3職種は、受託する圏域内に関する法に規定する第1号介護予防支援事業並びに名古屋市認知症地域支援体制づくり推進事業実施要綱に規定する認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員との兼務ができるものとします。

（ウ）　運営事業の総括責任者としてセンター長を1名配置してください。

（エ）　指定介護予防支援事業所の管理者を1名配置してください。

（４）センターの設置場所

センターは応募圏域内に設置し、かつ圏域内の利用者の交通利便を考慮して設置してください。

設置にあたっては、令和5年4月1日から事業開始できる事務所の確保をお願いします。なお、事業開始にあたり、事務所の整備費用が新たに発生する場合は、協議により、本市予算の範囲内で必要な経費を負担します。

（５）設備の基準

ア　相談室の設置

大人4～5人がテーブルを囲んで話せる程度の相談スペースを確保し、相談室はプライバシーが確保されるように配慮してください。

イ　設置すべき設備

センターに対する事務連絡及び各センターからの月例報告等の送信については、電子メールを活用することとなります。センター専用のパソコン端末（ワード及びエクセルは必ずインストールされていること）を設置し、インターネットへの接続や電子メールの使用が可能な環境を整備してください。

ウ　「いきいき支援センター」の表示

「○○区○○部いきいき支援センター」の表示を市民から見て分かりやすい場所に設置してください。

１３　留意事項

（１）募集要項の承諾

応募者は、募集要項の記載内容を承諾した上で、応募書類を提出するものとします。

（２）接触の禁止

選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

（３）重複提案の禁止

提案は １圏域（センター）につき １案とします。（複数圏域（センター）への提案は可能です。）

（４）提案内容変更の禁止

応募書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

（５）虚偽の記入をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記入があった場合は、失格となる場合があります。

（６）応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

（７）費用負担

応募に関して必要となる全ての費用は、応募者の負担とします。

（８）応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

また、提出された書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、本市が必要と認める場合に公表することがあります。

（９）追加書類の提出

本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。

１４　説明会等

（１）説明会

募集要項の内容に関する説明会を次のとおり開催します。希望される法人は、令和4年7月6日（水）の午後5時30分までにお申し込みください。

|  |
| --- |
| ・開催日時　令和4年7月8日（金）午後1時30分から  ・開催場所　名古屋市役所西庁舎　西12Ｃ会議室  (名古屋市中区三の丸三丁目1番1号)  ・参加人数　1法人につき2名以内  ・申込方法　参加申込書（別添11）に必要事項を記入の上、「２２　事務局」に郵送（必着）、ファックス又は電子メールでお申し込みください。  ・その他　　必ず公共交通機関でお越しください。  　　　　　　当日資料は配布しませんので名古屋市の調達情報サービスから募集要項等をダウンロードして持参ください。 |

（２）質問の受付・回答

募集要項に関する質問の受付及び回答は以下のとおりとします。

|  |
| --- |
| ・質問の受付  受付期間　令和4年7月11日（月）～7月19日（火）  受付方法　質問書（別添12）にご記入の上、郵送（必着）、ファックス又は電子メールでご提出ください。  ・質問の回答  　　質問に対する回答は、原則として質問書を提出いただいた全法人に郵送、ファックス又は電子メールで行います。  　　なお、募集要項と関係のない質問などについては、回答しないことがあります。（回答予定日　令和4年7月25日（月）） |

１５　応募手続

（１）応募書類の提出

「応募書類一覧表」の応募書類を作成し、製本して10部ご提出ください。

証明等原本が必要なものは、原本を1部、残り9部はその写しをご提出ください。なお、写しについては、原本証明を行った上で、ご提出ください。

（２）応募期限等

令和4年8月5日（金）午後5時までに、（１）に定める応募書類を「２２　事務局」に郵送もしくは直接持参してください。

第５章　経費

１６　委託料

（１）事業実施に必要な経費

令和5年度の受託事業に必要な経費について提案を求めます。

委託料は、原則として応募者からの提案額の範囲内で、本市と協議の上、締結する事業委託契約により定めます。

委託料の増額は、原則として認めません。なお、法改正、実施要綱の改正、その他の事由により当初の委託料が不適当となった場合は、本市と受託法人との協議により、委託料を変更することがあります。

また、受託法人の重大かつ明白な過失により事業を休止又は縮小することとなった場合は、委託料を減額することがあります。

（２）委託料に含まれる経費

運営事業の実施にかかる以下の経費については、全て計上することができます。

ただし、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業に従事するために配置された職員の人件費及び物件費については、当該事業から得られる介護報酬でその費用を賄うため、計上できません。

ア　人件費（職員〔3職種、見守り支援員及び事務局に関する事業の職員〕の給与、手当等。なお、退職給付引当金も含みます。）

イ　物件費（報償費、職員研修費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上料、広告料、備品購入費、事務所賃借料、システムリース料、自動車リース料、臨時職員費等）

ウ　ブランチ型総合相談窓口事業にかかる指定居宅介護支援事業者との業務委託契約に伴う委託料の支払経費

（ア）　「相談・訪問記録票」又は「訪問記録票（不在時用）」1枚提出ごとに1,100円

（イ）　「地域行事等協力報告書」1枚提出ごとに1,650円

（ウ）　振込手数料

（３）参考経費

　　　以下の金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものです。

ア　「３運営事業の範囲」の（１）から（６）にかかる経費

|  |  |
| --- | --- |
| センター名 | 経費 |
| 千種区東部 | 111,869,000円 |
| 千種区西部 | 64,157,000円 |
| 東区 | 76,349,000円 |
| 北区東部 | 78,953,000円 |
| 北区西部 | 130,480,000円 |
| 西区北部 | 61,088,000円 |
| 西区南部 | 88,623,000円 |
| 中村区北部 | 76,614,000円 |
| 中村区南部 | 90,812,000円 |
| 中区 | 68,145,000円 |
| 昭和区東部 | 66,702,000円 |
| 昭和区西部 | 71,361,000円 |
| 瑞穂区東部 | 71,106,000円 |
| 瑞穂区西部 | 68,179,000円 |
| 熱田区 | 71,411,000円 |
| 中川区東部 | 92,905,000円 |
| 中川区西部 | 107,069,000円 |
| 港区東部 | 71,020,000円 |
| 港区西部 | 97,980,000円 |
| 南区北部 | 97,708,000円 |
| 南区南部 | 71,471,000円 |
| 守山区東部 | 90,759,000円 |
| 守山区西部 | 89,992,000円 |
| 緑区北部 | 122,681,000円 |
| 緑区南部 | 88,191,000円 |
| 名東区北部 | 81,668,000円 |
| 名東区南部 | 62,034,000円 |
| 天白区東部 | 83,191,000円 |
| 天白区西部 | 103,308,000円 |

イ　「３運営事業の範囲」の（１）ア（ウ）の地域ケア会議経費

　　1,519,000円

ウ　「３運営事業の範囲」の（７）にかかる経費

41,454,000円

エ　「３運営事業の範囲」の（８）にかかる経費

　　　1,850,000円

オ　「３運営事業の範囲」の（９）にかかる経費

　　　3,065,000円

（４）委託料の支払方法

受託法人からの請求により月ごとに口座振替によって支払います。なお、支払期日及び金額内訳は、事業委託契約により定めます。

１７　精算

概算払いとします。精算を毎年度終了後すみやかに行い、精算残金（運営事業委託料、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業から得られる介護報酬及び別途委託する第1号介護予防支援事業委託料を合わせた額から運営事業、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業に要した経費を合わせた額を差し引いた額）があるときは本市の承認を経て返納していただきます。

１８　運営状況の点検・評価等

受託法人には、本市が別途指示する内容により毎年度運営状況の点検及び報告、調査を行っていただきます。

本市はその内容をもとに点検･評価を行い、その結果を運営協議会に報告し、契約更新の参考資料とします。

第６章　その他

１９　業務の引継

新たに受託法人の候補者として選定された法人は、令和5年4月1日の事業開始に先がけて新年度の事業計画を作成していただくとともに、令和4年度までの受託法人から交代することとなった場合には、令和5年4月1日に事業を開始できるよう業務引継ぎを受けていただきます。

２０　検査等

（１）検査

適正な事業実施のため、本市はセンターへの立ち入り、運営事業の執行状況についての調査又は必要な資料の提出を求めることがあります。

（２）監査

本市が必要と認める場合は、事務を監査するのに必要な範囲で、受託法人に対し出頭を求め、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

２１　 その他

（１）委託の取り消し

次に掲げる場合、本市は事業の委託契約を取り消すことができます。また、委託契約の締結前にあっては、候補者との協議を行わず、次点候補者と協議を進めることができます。

ア　正当な理由なく契約の締結に応じない場合

イ　事業を開始するまでの間に受託法人として事業履行が確実でないと見込まれる場合

ウ　著しく社会的信用を失うに至った場合

エ　受託法人の責めに帰すべき事由により、事業継続が困難になった場合

オ　「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく、排除措置対象法人であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合

カ　その他、受託法人としてふさわしくないと認められる場合

（２）本市の免責事項

選定された受託法人が、（１）の各事由により事業委託契約を取り消されたり、候補者とならなかったりした場合、事業の準備のために支出した費用等について本市は補償しません。

また、この場合に本市に損害が生じた場合は、受託法人が当該損害を賠償するものとします。

（３）その他不可抗力等により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等、本市及び受託法人双方の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難、もしくは大幅な変更が必要になった場合は、事業委託契約の継続並びに委託料等の取扱いについて協議を行うものとします。

（４）事業委託契約の解釈に疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合の措置

本市と受託法人は、誠意をもって協議を行うものとします。

２２　事務局

・健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課（名古屋市役所本庁舎2階）

・〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

・電話番号　052-972-2549

・ファックス番号　052-955-3367

・電子メールアドレス　a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

　　（電子メールにつきましては、電話等での送達照会をお勧めします。）

・対応時間　土、日、祝日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで。

ただし、ファックス、電子メールに関しては常時受け付けます。応募書類一覧表

1　受託申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類  番号 | 書類名 | 様式等 | 提出  部数 |
| ― | 受託申請書 | ［名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4号様式］ | 10 |

2　法人に関する書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類  番号 | 書類名 | 様式等 | 提出  部数 |
| 1-1 | 代表者の履歴 | ［任意様式］  ※代表者の押印や写真の貼付は必要ありません。 | 10 |
| 1-2 | 役員名簿 | ［任意様式］  ※法人の役員が他法人の役員を兼ねている場合は、その法人名と役職を記載してください。 |
| 1-3 | 定款・寄附行為等 | ※設立趣旨等が記載された最新のもの。 |
| 1-4 | 納税証明書等 | ※令和4年1月1日以降に発行された、直近2か年分の納税証明書の原本（滞納がないことの証明書でも可）  　ア　国税  （ア）法人税又は所得税  （イ）消費税及び地方消費税  　イ　市町村税  （ア）法人市町村税又は市町村民税  （イ）固定資産税  ※課税されていない場合及び該当しない場合は、その旨を記載した申立書  （任意様式） |
| 1-5 | 財務諸表 | ［任意様式］  ※直近 2年間の財務諸表  （貸借対照表、財産目録、収支計算書・損益計算書・正味財産増減計算書など） |
| 1-6 | 法人等調書 | ［様式第 1］ |
| 1-7 | 経理規程 | ※最新のもの |
| 1-8 | 法人の沿革や事業内容が分かるもの | ※対外的に発行しているパンフレット等（未作成の場合は任意様式） |
| 1-9 | 登記事項全部証明書 | 申請日前3か月以内に発行されたもの。 |

※　複数の圏域に応募する場合は、1-4、1-9の原本は応募する圏域の1つに添付されていればよい。

3　事業実績に関する書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類  番号 | 書類名 | 様式等 | 提出  部数 |
| 2-1 | 介護予防支援事業の実績 | ［様式第 2-1］  ※主として過去2年間の介護予防支援事業の実績を記入してください。 | 10 |
| 2-1 | 高齢者に関する相談・支援の実績 | ［様式第 2-1］  ※主として過去2年間の高齢者に関する相談・支援の実績を記入してください。 |
| 2-2 | 事業の企画・運営の能力・ノウハウ | ［様式第 2-2］  ※事業の企画・運営に資する法人の能力・ノウハウ等を記入ください。 |

4　事業計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類  番号 | 書類名 | 様式等 | 提出  部数 |
| 3-1 | 事業運営の基本方針 | ［様式第 3-1］  ※事業の運営にかかる基本的な考え方等を記入してください。 | 10 |
| 3-2 | 事業運営の実施計画 | ［様式第 3-2］  ※実施を予定している事業について、実施計画を提案してください。 |
| 3-3 | 職員配置及び人材の確保・育成計画 | ［様式第 3-3］  ※職員配置及び人材確保の考え方等について記入してください。 |
| 3-4 | 職員の配置計画書 | ［様式第 3-4］  ※事業運営に必要な職員について、記入してください。 |
| 3-5 | 危機管理体制 | ［様式第 3-5］  ※感染症及び自然災害等への考え方と取組について記入してください(ＢＣＰの添付でも可)。 |  |

5　収支予算書（経費の見込み）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類  番号 | 書類名 | 様式等 | 提出  部数 |
| 4 | 収支予算書 | ［様式第 4］  ※令和5年度の収支予算書 | 10 |

6　「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類  番号 | 書類名 | 様式等 | 提出  部数 |
| 5 | 代表者等名簿 | ［様式第 5］  ※法人の登記簿上の役員及びセンター長について記載してください。 | 10 |